

(平成22年4月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 7 件

## 静岡国民年金 事案 1105

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から同年11月まで

私は、会社を突然退職することになったため、国民年金に加入した。国民年金保険料は月末に納付していたと記憶しているので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年6月に退職した際、国民年金の加入手続を行ったと述べており、申立人の年金記録を見ると、申立人は、申立期間以外は会社を退職した際には短期間であっても国民年金に加入していることから、申立期間についても国民年金に加入したとの主張は自然である。

また、申立人は、同居していた妹にも必ず国民年金に加入するように言っていたと述べており、その妹は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っており、未納期間が無い。

さらに、申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間中に未納が無く、現年度内に国民年金保険料を納付していることから、納付意識は高かったと言える。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 静岡国民年金 事案 1106

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、定期的に郵便局又は市役所に行き、ずっと継続して国民年金保険料を納付していたので、申立期間の3か月だけ未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年4月以降満60歳に到達するまで、申立期間以外に未納は無い。

また、申立人の所持する国民年金手帳（昭和46年4月1日発行）及び特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、申立期間前後の国民年金保険料は現年度に納付されており、保険料納付に遅れはみられない。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間当時、国民年金保険料の納付が困難であったとする周辺事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然であると言える。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 静岡国民年金 事案 1107

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から同年10月までの期間及び43年9月から44年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月から同年10月まで  
② 昭和43年9月から44年6月まで

申立期間のうち、昭和44年4月から同年6月までは国民年金手帳に国民年金印紙検認記録がある。

また、国民年金保険料還付通知書を所持しているが、申立期間の国民年金保険料は誤還付された可能性もあるので、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、二十歳から国民年金に加入し、その後の厚生年金保険加入期間も継続して国民年金保険料を納付したと述べており、申立人の国民年金手帳を見ると、申立期間のうち、44年4月から同年6月までの国民年金保険料の納付については、国民年金印紙検認記録が確認できることから、申立期間当時、保険料を納付していたとする申立人の主張には信ぴょう性がある。

また、申立人の所持する国民年金保険料還付通知書を見ると、昭和46年10月21日に、申立期間を含む41年4月から45年3月までの保険料が還付されたことが推認できるが、申立期間①及び②当時、申立人は国民年金の強制加入被保険者であったため、納付済保険料を還付し、当該期間を未加入期間とした事務処理は不適切であったと言える。

さらに、申立期間①及び②はそれぞれ短期間であり、申立人は、国民年金被保険者期間中に未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年2月14日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年1月1日から同年1月10日まで  
② 昭和31年2月14日から同年4月1日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

昭和31年1月1日の午前からA事業所に入社し、同年4月1日に同系列のB事業所に異動するまで継続して勤務しているため、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A事業所から提出された申立人の人事記録により、申立人は、A事業所に継続して勤務し(昭和31年4月1日にA事業所からB事業所に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和31年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和31年1月1日に入社したと主張しているが、A事業所から提出された申立人の人事記録によると、申立人の入社年月日は、同年1月10日と記載されていることが確認でき、同日は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の資格取得日と一致している。

また、申立期間①当時の複数の同僚に聴取したが、申立人の入社日を記憶する同僚はおらず、申立てに係る事実を確認できる証言を得ることができなかった。

このほか、申立人が昭和31年1月1日にA事業所に入社したことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年5月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月7日から同年5月6日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

昭和43年5月6日付けの辞令に基づき、A事業所B支店から同事業所C支店に転勤となった。B支店での資格喪失日に誤りがあるので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

人事記録、雇用保険の加入記録、同僚の証言等から判断すると、申立人はA事業所(現D事業所)に継続して勤務し(昭和43年5月6日にA事業所B支店から同事業所C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B支店における昭和43年3月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 16 日から同年 6 月 16 日まで  
② 昭和 38 年 6 月 25 日から 42 年 11 月 26 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年7か月後の昭和44年6月20日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の申立期間①、②に係る厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のみであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和43年4月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和43年10月26日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額については、3万9,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月26日から同年11月26日まで

A社に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社B製作所から同社C事業所へ転勤した際、同社B製作所の被保険者資格喪失日が昭和43年10月27日であるのに対して、同社C事業所の被保険者資格取得日が同年11月26日となっているため、当該期間については厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。

A社には継続して勤務しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の加入記録により、申立人は申立期間についてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社C事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によれば、申立人は、昭和43年11月26日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる。

しかし、A社に保管されている健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によれば、申立人のA社C事業所での資格取得年月日は、昭和43年10月26日と記載されており、その受付印から、同資格取得届は当該事業所を管轄する社会保険事務所ですら同年11月30日に受理されたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社C事業所の事業主は、申立人が昭和43年10月26日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事

務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載されているとおり、3万9,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 1 日から 4 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所の職員が訪ねてきたとき、初めて標準報酬月額が改ざんされていることを知った。A事業所の取締役であったが、社会保険の事務や経理には関与していないため、同事業所が届け出ている当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 2 年 8 月から 4 年 2 月までは 53 万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 4 年 3 月 31 日）の後の同年 5 月 8 日付けで、2 年 8 月及び同年 9 月は 50 万円、同年 10 月から 4 年 2 月までは 9 万 8,000 円にさかのぼって標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本では、申立人は、申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、代表取締役及び総務担当の取締役は、「申立人は営業企画等の業務を担当し、社会保険事務及び経理事務には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額の遡<sup>そきゆう</sup>及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成 2 年 8 月から 4 年 2 月までは 53 万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から同年 8 月までの期間、40 年 3 月から 41 年 4 月までの期間及び同年 12 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月から同年 8 月まで  
② 昭和 40 年 3 月から 41 年 4 月まで  
③ 昭和 41 年 12 月から 42 年 3 月まで

私は、就職する時に父親から、「今は国民健康保険と年金はすべて納めなければいけない。」と言われていたため、会社の入退社時にはとにかく市役所に行って国民年金の加入手続をするようにし、国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した時は必ず国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を金融機関で納付書により納付し、その窓口で領収書をもらったと述べているが、申立期間当時、申立人が居住していた住所地では、金融機関で納付書により保険料を納付することはできなかつたため、申立人の主張と相違する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 44 年 2 月に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことがうかがえないことから、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、この時点で、申立期間①、②及び申立期間③のうち 41 年 12 月の保険料は既に時効のため納付できない。

さらに、申立期間①、②及び③に係る国民年金被保険者資格記録は平成 6 年 3 月 29 日に追加処理されたものである上、申立人の所持する納付書・領収証書及び国民年金手帳を見ると、昭和 43 年度国民年金保険料は昭和 44 年 2 月 1 日に納付され、42 年度保険料は 44 年 4 月 9 日に過年度納付されていることから、申立人は、国民年金の加入手続を行った 44 年 2 月から保険料を納付し始めたとするのが自然である。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 1109

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月及び56年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月及び56年1月  
退職後、市役所から国民年金の定額保険料の納付書が送られて来たので、すぐ市役所に行き、付加保険料納付の申出を行って付加保険料が加算された納付書を発行してもらい、国民年金保険料を納付したはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年12月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行う前に、市役所から国民年金の定額保険料の納付書が送付されてきたとしており、その時にすぐ付加保険料の納付を申し込んだと述べているが、特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、56年2月19日に付加保険料の納付を申し込んでいることが確認できることから、このころ加入手続を行ったとするのが自然であり、申立人は、当時、任意加入対象者であったため、加入手続を行った時点からしか国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、昭和50年3月に厚生年金保険に加入したため、国民年金被保険者資格を喪失し、同年3月分の国民年金保険料及び付加保険料が還付されている上、申立人の居住する市の電算記録及び特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、共に申立人の資格取得日は56年2月19日となっていることから、申立期間は未加入期間であり、当該期間の納付書は発行されなかったと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 10 月 30 日から同年 12 月 12 日まで  
(A 事業所)  
② 昭和 50 年 2 月 25 日から同年 5 月 1 日まで  
(A 事業所)  
③ 昭和 59 年 5 月ごろから同年 11 月ごろまで  
(B 事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。保険料も給与から引かれていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、複数の同僚の証言から申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶する同僚及び申立期間①及び②にA事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元従業員に聴取したものの、申立期間①及び②当時、申立人がA事業所において厚生年金保険の加入記録がないことについて関連する証言を得ることはできなかった。

また、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び社会保険事務担当者とも連絡が取れないため、申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和48年10月から49年1月までの期間及び50年2月から同年5月までの期間



に被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

なお、申立人は、「申立期間①及び②当時、A事業所はC事業所が所有する複数の事業所を買収することとなり、私は申立期間①当時はD、申立期間②当時はEの各買収先に出向した。」としているが、申立期間①及び②当時、当該2か所の事業所の所在地で厚生年金保険の適用事業所となっていたF事業所及びG事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、申立人に係るF事業所及びG事業所における厚生年金保険の適用及び保険料控除について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

申立期間③について、同僚の証言及び申立期間の一部に確認できる雇用保険の記録から申立人がB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年10月1日であり、申立期間において同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間③においてB事業所の元事業主及び申立人が氏名を挙げた同僚は国民年金に加入していることが確認でき、当該期間における厚生年金保険の被保険者記録を確認できない。

さらに、B事業所の元事業主は、「申立期間当時は厚生年金保険には加入していなかった。給与から保険料も控除していない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 7 月 21 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和 35 年 12 月 1 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月から 35 年 7 月まで

社会保険事務所（当時）に、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。給与明細等はないが、A事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA事業所に勤務していたと主張しているが、当該事業所の事務を承継するB事業所が提出した人事記録から、申立人の在籍期間は、昭和 26 年 8 月 7 日から 29 年 3 月 20 日までであることが確認でき、B事業所の事務担当者は、「申立人の在籍記録は昭和 26 年 8 月 7 日から 29 年 3 月 20 日までであり、この期間以外に在籍記録はない。」と証言している。

また、申立期間当時にA事業所で厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に聴取したが、申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況について確認できる証言を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録から、申立人のA事業所における在籍期間と一致する期間において、申立人に係る事業所不明の厚生年金保険被保険者記録が確認でき、申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚は、申立期間においては当該事業所に係る被保険者記録は無いものの、申立人の在籍期間と同様の期間に事業所不明の被保険者記録が確認できる。

これらのことから、申立人が申立期間より前の期間にA事業所に勤務していたことは認められるものの、申立期間においては勤務していなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認で

きる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 967

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 6 月ごろから 53 年 3 月ごろまで  
(A事業所)  
② 昭和 53 年 9 月 1 日から 55 年 6 月ごろまで  
(B事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、A事業所及びB事業所に勤務していたことは事実であり、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶していた同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、オンライン記録から、A事業所は申立期間①後である昭和 55 年 12 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認できる。

また、申立人が記憶していた同僚は、「A事業所において、厚生年金保険料が給与から控除されるようになったのは、当該事業所が厚生年金保険に加入してからであった。それ以前に、厚生年金保険について説明を受けたことは無く、厚生年金保険料を給与から控除されることはなかった。」と証言している。

さらに、オンライン記録から、申立人は申立期間①において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、A事業所に照会したが、当時の書類は無く、当時の状況が分かる者

もおらず、申立人に係る勤務状況、厚生年金保険料控除の状況を確認できる証言及び資料は得られなかった。

申立期間②について、申立人は、オンライン記録で確認できるB事業所での厚生年金保険の資格喪失日である昭和53年9月1日以降も当該事業所に勤務していたとしているが、申立期間②に当該事業所で厚生年金保険に加入した記録が確認できる複数の被保険者に聴取したところ、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の申立期間に係る勤務状況を確認できる証言を得ることはできなかった。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は昭和53年9月1日に資格喪失し、当該資格喪失届が同年9月25日に社会保険事務所で受け付けられていることが確認できる。

さらに、オンライン記録から、B事業所は、申立期間②中の昭和54年10月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

加えて、オンライン記録から、申立人は申立期間②において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、B事業所の申立期間当時の事業主及びその親族とは連絡が取れず、申立人に係る勤務状況、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 25 日から 45 年 5 月 16 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人が提出した事業主からの手紙により、申立人がA事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立人が勤務したと主張するA事業所について、所在地を管轄している年金事務所が管理する事業所名簿を確認したが、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することはできない。

また、オンライン記録から、申立人が記憶している同僚についても、申立期間において厚生年金保険被保険者としての記録は確認ができず、A事業所の役員及び複数の同僚は、申立期間において、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A事業所は既に廃業しているため、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 969

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。A事業所に勤務していたことは確かであるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該同僚のうち、申立人のA事業所での勤務期間を記憶している者はいない上、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元従業員に聴取したものの、申立人のことを記憶している者はいなかった。

また、A事業所に照会したものの、申立期間当時の資料は残されておらず、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、事務担当者も不明であるなど、申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 34 年 11 月から 36 年 1 月までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが申立人の氏名は見当たらないほか、申立人が記憶している同僚のうち、一部の者については、申立人同様、A事業所における厚生年金保険の被保険者記録が見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。



これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 3 月 15 日から 19 年 4 月 1 日まで  
(A 船舶所有者 B 船舶)  
② 昭和 22 年 6 月 1 日から 23 年 6 月 1 日まで  
(A 船舶所有者 B 船舶)

社会保険事務所(当時)に船員保険の年金加入期間を照会したところ、申立期間①及び②について船員保険に加入した事実が無い旨の回答を得た。

申立期間①については、船員手帳に海軍の軍属として勤務していたことが記録され、申立期間②については、船員手帳に昭和 22 年 6 月 1 日から船員保険に加入した記録があるので、申立期間①及び②について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する船員手帳によれば、申立人は、昭和 18 年 3 月 15 日から 19 年 10 月 10 日までの期間について、海軍の軍属であったことが確認でき、海軍の徴用船員であったことがうかがわれることから、海軍の徴用船員の記録を管理する C 省に照会したところ、「申立人は、昭和 18 年 3 月 4 日から 19 年 10 月 10 日まで B 船舶に海軍甲船員として乗船し、有給の傭人待遇で勤務していた。」と回答があり、申立期間①当時、海軍甲船員は旧令共済組合の組合員となるため、申立人が申立期間①において船員保険に加入することはできない。

また、申立人が当時の元同僚として氏名を挙げた者も、申立期間①において船員保険の被保険者記録は確認できない。

申立期間②について、当時、申立人が区分されていた一般漁船船員は、昭

和 22 年 12 月 1 日以降に船員保険が適用されることになったため、同年 6 月 1 日に申立人は船員保険に加入することはできない。

また、船員保険被保険者名簿では、申立人の船員保険の資格取得日は昭和 23 年 6 月 1 日と記録されており、当該名簿で申立人と同時に資格を取得したと記録されている者についても、申立期間②における船員保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A 船舶所有者は閉鎖され、事業主等関係者とは連絡を取ることはできず、申立人の船員手帳に昭和 22 年 6 月 1 日の資格取得日が記載された経緯等について確認することはできなかった。

このほか、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。